

いと小さき者の一人のために

園長 児嶋 草次郎

わたしの兄弟である この最も小さい者の一人にしたのは わたしにしてくれたことなのである
マタイ 25・40

新年あけましておめでとうございます。昨年は年の後半、特に「子どもの未来を守る会」による署名活動において、皆様には大変御迷惑をおかけ致しました。多くの方々に御協力をいただき、心より感謝申し上げます。今年もまだ活動は1月いっぱい続きますので、引き続きよろしくお願い致します。

上の言葉は、私の明治学院大学時代の恩師、阿部志郎先生が昨年4月10日、高鍋町において石井十次賞を受賞された時（正確には4月9日、友愛社に来訪された時）、私にプレゼントして下さった聖書の一文です。授賞式の前日、宮崎へ入られた際お迎えに行き、友愛社へ案内し、記念の植樹（しだれ桜）をしていただいたのです。

その桜の隣に記念碑を立てるので先生の好きな言葉を教えてくださいとお願いしたところ、「マタイの25章40節」と即答されました。その聖句をその後書家が和紙に書いてくださり、現横須賀基督教社会館館長の岸川洋治様が送って下さいましたので、それを業者に頼んでタイルに焼きつけ、自然石にはめこんで、来訪記念の碑として建立しました。12月24日です。石井記念友愛社にとって、昨年最高のクリスマスプレゼントとなりました。

石井十次の精神の復興にもつながる言葉です。私は私なりに反芻しながら、現在の私たちの行動に重ねながら考えています。おそらくこの言葉は、「人がそのために自分の命を捨てること、これよりも大きな愛はない（ヨハネ15・13）」と同じように、石井十次にとっても大事な言葉であったことでしょう。

私たちはあくまでも現場の人間です。目の前の一人ひとりの子供たちに真剣に向き合わずして、私たち自身の未来はありませんし、子供たちの未来もありません。石井十次の「密室教育」もそういう思いから生まれたものであるだろうし、職員たちも、その先にこそ希望が待ちかまえていることを自覚しなければなりません。

「子供の最善の利益」という言葉を金科玉条のごとく振り回して決まりごとを作っていく偉い人は多いけど、生身の子供たち一人ひとりに向き合う気持ちがなくなったら、子供たちの尊厳は守られなくなっていくんだろうし、「自立」も観念的なものみたいになっていくのでしょうか。私たちは、そういう気持ちで署名活動を展開しているのです。

（以下、12月22日、クリスマス会で子供たちに話した内容です）。

クリスマス、おめでとうございます。今年は、この茶臼原にも何度か霜が下りて、花壇の花々は枯れてしまいました。しかし、例年に比べるとあたたかい冬となっています。地球温暖化が言われるようになって久しいのですが、今年は、この友愛園の歴史の中で一番暖かいような感じがしま

す。庭の台湾バナナが実をつけていますし、下のハウスの中のバナナは、みごとに実がうれて、今日のお昼のパーティーでみんなで食べる予定です。気候も亜熱帯化して来ているのかもしれませんが。台風も大きいのがやって来て、昨年同様、大きな木が倒れてしまいました。今年も後片付けが大変でした。全国規模で見ると、台風で川が氾濫して家を流されたり、屋根を吹き飛ばされて家に住めなくなった人も多くおられます。そういう人たちは、クリスマスを祝うどころではないでしょう。

こうして、みんなと一緒にクリスマスを祝うことができることを、感謝したいと思います。自然災害に対してはあきらめなければならないことも多いのですが、今年、一つ希望も見出しました。園舎の前のコブシの木が、今年の台風でバッタリと駐車場側に倒れてしまいました。友愛園を建てかえた時に植えた言わば記念樹で、22年たっていました。根元は直径40cmくらいには育っていました。倒れたコブシを地面から3mくらいの所でバッサリとチェーンソーで切り、トラクターで起こして杭で支えました。そのコブシの木が、今年枝葉を伸ばし再生したのです。まだ不格好ですが、おそらく来年さらに枝を大きくして、花も咲かせてくれるようになるでしょう。この木をみんなに重ねながら、私はいつも見つめています。

さて今日は、「友愛通信」にこのところ毎月書いているソーシャルアクションの話をしします。広辞苑という辞書には、「既存の法や制度の改廃、福祉施設や社会資源の開発・充実、福祉サービスの運営改善等を目指す組織的な福祉活動。」と説明してあります。みんなに分かりやすく説明すると、今国が進めようとしている政策の改善を求めてやろうとしている福祉活動ということになります。4か月間も繰返し書いているので、中味もだいたい分かっていると思うけど、今日はその話をして、みんなにも理解を深めてもらい、それぞれの立場で自覚しながら生活をしてほしいと思います。

今、この三友館ホールには、友愛園の子供たち、職員たち、そしてお客さんである学校の先生方、保護者、後援会の石井十次の会の方々等合わせて100名くらいが集まっています。みんな日本人の方々です。日本人である限りにおいて、もしその家族が自分たちでお互いに生活を支えきれなくなったら、代わりに国が支えてくれることを憲法で保障してくれています。普段はあまり意識してないけど、日本人であることをありがたく思います。

私がもし明日交通事故に遭って体が動かなくなって、私の家族も私を支えることができなくなったら、国が代りに面倒をみてくれます。だから、安心して生活できるのです。しかし、もし私がベトナム人だったら、病院代くらいはみてるかもしれないけど、生活できなくなったら、強制的にベトナムに送り帰されます。外国人の面倒まで国は見ようとはしません。それが世界の現実です。法律で生活の保障をキチンとしてくれない国は世界にいっぱいあって、親とはぐれて病気になって死んでいく子供たちは世界に大勢います。

この友愛園は、何らかの事情で家族と一緒に住めなくなった子供たちの生活を保障する施設です。より細やかに色々決めていく児童福祉法という法律で、具体的に保障されています。だから毎日朝昼夜、御飯が食べれるし、学校にも通えます。この前、高校2年生は修学旅行に行きましたけれども、その費用だって保障されています。

その生活のためのお金はどうするのかというと、国や県が出してくださいます。そのすべては、国民の皆様が出してくださる税金です。国民の皆様から支えられていることに感謝しなければなりません。

ここからが本題です。今から3年前、2016年（平成28年）に、国は先ほどの児童福祉法の一部を改正して、「家庭養育の優先原則」を決めました。これだけ聞いても、みんなには何がなにやら分からない。

子供たちが家族と一緒に住めなくなった場合、代わりに養育する方法はいくつかあります。その

優先順位をこの児童福祉法で新たに決めたのです。イギリスやアメリカ等では、70%以上を里親さん所にあずけています。里親第一主義は世界の流れだから日本もそうしましょうということになったのです。日本では里親委託率は今では20%近くまで上がって来ていますが、それまでは10%くらいしか里親さん所にあずけていませんでした。児童福祉法の改正の後、1年後に「新しい社会的養育ビジョン」を厚生労働省が出して、日本における具体的な里親委託率の目標を決めました。それによりますと、「3歳未満については概（おおむ）ね5年以内に、それ以上の就労前の子供については概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現、学童期以降は10年以内に里親委託率50%以上を実現する」と書いてあります。

つまり、先ほどの「家庭養育の優先原則」というのは、まず家庭を守るのだけど、それが無理な場合は、家庭という形に近い里親さんの所で養育し、その次に施設でも小規模化した家庭的環境の中で育てましょうということになったのです。これはこれで価値あることだと思います。今年度中に各都道府県版の推進計画を作ることになっていて、宮崎県版の里親委託率の目標値も出て来ています。

それでは、私たちは何を心配しているのか。何を問題としているのか。実は先ほどの厚労省が出した「新しい社会的養育ビジョン」の中に、乳幼児については「原則として施設への新規措置入所を停止する」とか、施設の「滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内とする。」と書いてあるのです。この言葉を、私たち施設関係者は見過ごすことはできません。この原則が適用されるようになったら、子供たちを守れなくなってしまいます。

そこで、全国の国民の皆様に向けて、この言葉を取り下げてほしいと厚生労働大臣にお願いの文書を出すので、署名をお願いしますという福祉活動（ソーシャルアクション）を始めたのです。小学生たちには難しいかもしれないけど、中学生以上にはその意味について真剣に考えてほしいと思います。

ここからは具体的に考えていきます。友愛通信の先月号に、就職先の決まった友愛園卒園の大学生3名に、一つの区切りとして文章を書いてもらいました。ケント君とリオナさんは2歳の時から友愛園で生活しています。16年間生活したことになります。ユウイチ君は小6から6年間生活したと振りかえっています。施設生活が長かったからと言って、親子関係が疎遠になったわけではなく、私はむしろ定期的に面会・帰省することで、親子が互いに尊重し合う気持ちは育っていったのではないかと思います。リオナさんも「どこかの時点で家庭復帰をしていたら、母親との関係は互いの性格からいって上手くいかず、大学に通うことは諦めていたと思います。」と書いています。来春3名が大学に進学しますが、みんな5年以上ここで生活しています。

つまり、大学に進学するという志を持てるようになるまでには、ある程度心が成長するのを待たねばならず、入所期間を1年以内などと制限されたら、大学進学への道は事実上閉ざされてしまうことになります。これは子供たちの自立にとって深刻な問題です。里親委託率を上げるために入所制限や期間の制限をとするならば、許されないことです。児童福祉法の精神にも反します。

最近、ニュースで虐待死事件が良く報道されます。小さい乳幼児さんたちは、自分で自分の身を守る術（すべ）を知りませんので、早目に救いの手をさしのべてあげねば、不幸な事件に発展します。特に母子家庭では、お母さん自身が精神的に追いつめられている場合が多く、放置すれば一家心中ということになりかねません。実際そういう事件も起きています。乳幼児の措置停止などということはこういう文書に書くべきことではありません。被虐待児童の逃げ場を奪うことになります。

T君・S君（中1・双子）は、今年、10年ぶりくらいにお母さんに再会することができました。里親さんのところで生活していたのですが、関係が悪くなって友愛園に来たのです。私は、一日で

も早く実のお母さんとの関係修復を始めなければならないと思い児相に働きかけ、ようやく実現できたのです。10年ぶりの再会となりました。二人はお母さんの顔も覚えてなかったと思いますが、お母さんとの再会は感動的でした。私たち大人にとっての10年はそう長くはありませんが、子供にとっての10年は気の遠くなるような長さです。その後、何回か面会も実現できています。私は近い将来、二人がお母さんと一緒に生活してほしいと願っています。お母さんは重度の障害を背負っている娘さんをかかえておられ、全く余裕のない生活をされています。二人がそのお姉さんとお母さんを支えられるようになったら、お母さんも安心されるだろうと見通しています。しかし、残念ながら二人には今のところそういう自覚はないようです。

ここからはみんなに考えてほしいことです。こうして制度・政策が変わるということはピンチではあってもチャンスでもあるのです。自分は何のためにこの友愛園に来たのかを考えてほしい。親子関係が破綻したのであればその原因を自分なりに考えて、自分にも修正すべきところがあるのであれば、ここでの生活を通して改善していかねばなりません。T君・S君も、早くお母さんの期待・信頼に答えられるような生活習慣と自律力（自己コントロール力）を身につけ、私たちや児相職員を説得して、家に帰れるような道筋を作るべく努力をしてほしい。時は待ってはくれません。

一方、色んな事情で簡単には家に帰れそうにない者は、自分なりに将来への夢や目標をしっかりと描いて、ここで最大限の努力をしてほしい。個々に志を持って生活しないと、先ほどの入所期間の制限の原則が適用されるようになると、中途半端でここを追い出されることになりかねません。

私たちは、ケースバイケース、個々の事情に応じて入所や入所期間は決められるべきと考えます。里親さんへあずけた方がお金もかからない、安あがりですむから、厚労省は里親優先にしようとしているという人もいます。

みんなの未来のために私たち職員はがんばりますので、みんなも自分の未来のために、個々にそれぞれに来年も努力してください。これからは、施設で漫然と生活することは許されなくなります。